

# 一般財団法人日本語教育振興協会教育活動評価委員会規程

(平成29年10月4日制定)

## (設置)

第1条 一般財団法人日本語教育振興協会定款第51条の規定に基づき、同定款第4条第1項第1号に規定する事業として教育活動評価を実施するため、教育活動評価委員会を置く。

## (組織)

第2条 教育活動評価委員会は、教育活動評価委員5人以上10人以内で組織する。

2 評価に関し必要があるときは、教育活動評価委員会に特別委員を置くことができる。

3 教育活動評価委員及び特別委員は、日本語教育に関し学識経験のある者等のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

## (任期)

第3条 教育活動評価委員及び特別委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の教育活動評価委員及び特別委員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

2 前項の教育活動評価委員及び特別委員は、再任することができる。

## (委員長)

第4条 教育活動評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育活動評価委員の互選により選出し、理事長が委嘱する。

3 委員長は、会務を管掌する。

## (評価チーム)

第5条 自己点検・評価報告書に基づき、書類審査、実地審査等を行い、評価案を作成するため、評価チームを置く。

2 評価チームは、教育活動評価委員及び特別委員から選出する。

3 評価チームの責任者は、教育活動評価委員が務める。

## (評価方法)

第6条 教育活動評価委員会は、委員長が招集する。ただし、教育活動評価委員の3分の1以上から申し出があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

2 教育活動評価委員会は、教育活動評価委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 教育活動評価委員会の決定は、出席した教育活動評価委員及び特別委員(特別委員は評価チームの一員として担当した案件に限る。)の多数決による。可否同数のときは、委員長が決定する。

- 4 評価の対象となる日本語教育機関と利害関係を有する教育活動評価委員及び特別委員は、当該日本語教育機関の評価に関与することができない。
- 5 教育活動評価委員会の議事は、非公開とする。

(細則)

第7条 この規程の運営に必要な細則は、教育活動評価委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月4日から施行する。
- 2 この規程の制定後、最初に委嘱される教育活動評価委員及び特別委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの期間とする。